

広島県告示第千二十二号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項第一号の規定によって、次のとおり行政処分を行った。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 商号又は名称

有限会社葵コーポレーション

二 代表者氏名

岡部 弘

三 主たる営業所の所在地

広島市中区幟町三番五五号

四 登録番号及び登録年月日

広島県知事（一）第〇二六二七号 平成十六年十二月二十八日

五 行政処分の年月日

平成十九年十月四日

六 行政処分の内容

貸金業の登録の取消し